毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目次　　ページ

告示
○一般競争入札による道有財産（土地）の売払い　（管財課）　一四一
○公募抽選による道有財産（土地）の売払い　（管財課）　一四三
○一般競争入札の実施　（情報基盤課）　一四四
○有害興行の指定　（生活文化・青少年室）　一四五
○大規模小売店舗立地法第六条第二項（変更）の届出　（地域産業課）　一四五
○大規模小売店舗立地法第八条第七項（変更）の届出　（地域産業課）　一四六
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出　（地域産業課）　一四六
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出　（土地改良指導課）　一四七
○土地改良区の役員の住所変更の届出　（土地改良指導課）　一四八
○土地改良区の定款の変更の認可　（土地改良指導課）　一四九
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出　（土地改良指導課）　一四九
○道営土地改良事業変更計画の決定　（土地改良指導課）　一四九
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定　（土地改良指導課）　一四九
○土地改良事業の工事の完了の届出　（土地改良指導課）　一四九
○道営土地改良事業の工事の完了　（土地改良指導課）　一五〇
○一般競争入札の実施　（水産林務部総務課）　一五一
○知事権限に係る保安林の指定の予定（二件）　（沿山課）　一五二
○公共測量の実施の通知（三件）　（建設部総務課）　一五二
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始　（道路計画課）　一五三
○道路の区域の変更（二件）　（道路整備課）　一五三
○道路の供用の開始（二件）　（道路整備課）　一五四
○道路の区域の決定及び供用の開始　（道路整備課）　一五四
○道路の区域の変更及び供用の開始　（道路整備課）　一五四
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等　（河川課）　一五五
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧　（都市計画課）　一五五
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧　（都市計画課）　一五五
○宅地建物取引業務の停止処分　（建築指導課）　一五五
公表
○知事表彰の受賞者　（人事課）　一五五
公告
○公募型プロポーザルの実施　（情報政策課）　一五六
○公募型プロポーザルの実施　（地域保健課）　一五七
○檜山北部広域連合の設立の許可　（市町村課）　一五七
支庁告示
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（二件）　一五七
札幌医科大学告示
○一般競争入札の実施　一五八
道教育庁後志教育局告示
○特定調達契約に係る入札の公告　一五九
道教育庁上川教育局告示
○特定調達契約に係る入札の公告　一六〇
道教育庁根室教育局告示
○特定調達契約に係る入札の公告　一六二
道選挙管理委員会告示
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正　一六三
道警察本部告示
○一般競争入札の資格に関する公示（二件）　一六三
○一般競争入札の実施（一件）　一六五
胆振海区漁業調整委員会指示
○船舶を使用して行う漁法によるさくらますの採補の指示　一六七

告示

北海道告示第1694号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

1　入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積(㎡)	入札執行日時
遠軽－1	遠軽町南町２丁目６番62	472.07	平成14年11月11日 午後３時

北見－１	北見市三輪８番22ほか４筆	1,581.05	平成14年11月12日 午前10時
北見－２	北見市柏陽町571番１	1,104.35	平成14年11月12日 午前10時30分
美幌－１	美幌町字東３条南２丁目１番16ほか１筆	452.91	平成14年11月12日 午後１時30分
釧路－４	釧路市星が浦南６丁目９番８	4,597.28	平成14年11月14日 午後１時45分
釧路－５	釧路市大楽毛南５丁目10番４	428.49	平成14年11月14日 午後２時15分
釧路－６	釧路市住之江町１２番15ほか１筆	943.22	平成14年11月14日 午後２時45分
標茶－１	標茶町常盤７丁目５番	806.83	平成14年11月15日 午前11時

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

(1)　一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産者で復権を得ない者

3　入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

(1)　遠軽－１、北見－１～２、美幌－１

網走市北７条西３丁目

北海道網走支庁総務部会計課管財係

電話番号 0152－44－7171　内線 2224

(2)　釧路－４～６、標茶－１

釧路市浦見２丁目２番54号

北海道釧路支庁総務部会計課管財係

電話番号 0154－41－1131　内線 2224

4　入札執行の場所

(1)　遠軽－１

紋別郡遠軽町大通北１丁目

北海道網走支庁遠軽総合庁舎会議室

(2)　北見－１～２

北見市青葉町６番６号

北見道税事務所大会議室

(3)　美幌－１

網走郡美幌町字稲美150番地６

美幌地区農業改良普及センター大会議室

(4)　釧路－４～６

釧路市浦見２丁目２番54号

北海道釧路支庁応接室

(5)　標茶－１

川上郡標茶町常盤８丁目１番地

釧路保健所標茶支所会議室

5　入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の５以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6　郵便又は電報による入札

認めないものとする。

7　契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　遠軽－１、北見－１～２、美幌－１

提出期限　　平成14年11月８日（金）

提出場所　　北海道網走支庁総務部会計課管財係

(2)　釧路－４～６、標茶－１

提出期限　　平成14年11月11日（月）

提出場所　　北海道釧路支庁総務部会計課管財係

10　入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入

札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11　その他

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2)　申込者及び落札者がない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1695号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達也

1　公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積(m²)	売払価格	抽選日時
美幌－2	美幌町字東1条南5丁目5番6	宅地	327.10	3,890,000円	平成14年11月12日午後2時
美幌－3	美幌町字青山北19番2	宅地	228.60	2,530,000円	平成14年11月12日午後2時30分
釧路－1	釧路市春日町3番16	宅地	327.24	11,030,000円	平成14年11月14日午後1時
釧路－2	釧路市緑ヶ岡5丁目53番180	宅地	217.57	3,870,000円	平成14年11月14日午後1時15分
釧路－3	釧路市緑ヶ岡5丁目53番182	宅地	214.72	3,820,000円	平成14年11月14日午後1時30分

2　応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3　応募の条件

(1)　応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。

(2)　応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。

(3)　買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(4)　買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならない。

(5)　買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6)　北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7)　北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(8)　買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4　応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

(1)　美幌－2～3

網走市北7条西3丁目

北海道網走支庁総務部会計課管財課係

電話番号　0152－44－7171　内線　2224

(2)　釧路－1～3

釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路支庁総務部会計課管財係

電話番号　0154－41－1131　内線　2224

5　公募抽選の場所

(1)　美幌－2～3

網走郡美幌町字稲美150番地6

美幌地区農業改良普及センター大会議室

(2)　釧路－1～3

釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路支庁応接室

6　公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

(1)　美幌－2～3

提出期限　　平成14年11月8日（金）

提出場所　　網走市北7条西3丁目

北海道網走支庁総務部会計課管財係

電話番号　0152－44－7171　内線　2224

(2)　釧路－１～３
提出期限　　平成14年11月11日（月）
提出場所　　釧路市浦見２丁目２番54号
北海道釧路支庁総務部会計課管財係
電話番号 0154－41－1131　内線 2224

7　買受予定者の決定方法
一つの区画について、応募資格者が１名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が２名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法
契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9　抽選の公開
抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行う　ものとする。
なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1696号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する事項
(1)　調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
ガス消火設備　一式（１月当たりの単価）
(2)　調達をする賃貸借物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
(3)　納　入　期　限　　平成15年１月31日（金）
(4)　契　約　期　間　　平成15年２月１日から３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成25年１月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(5)　納　入　場　所　　北海道総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成13年度北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)　本社又は支店、営業所等の事業所を北海道内に有する者であること。
(4)　契約及び要求仕様に定める資格を有する者を配置できること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。
ア　申請の時期　　平成14年10月25日（金）から11月８日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで）
イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課
電話番号 011－231－4111　内線 23－572
(2)　道が審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課

5　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　　北海道札幌市中央区北３条西７丁目
北海道庁別館西棟３階１号会議室
(2)　入　札　日　時　　平成14年11月15日（金）午前10時
(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入札保証金及び契約保証金
(1)　入　札　保　証　金
入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
ア　保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。
イ　政令第167条の５第１項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去２年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア　保険会社との間に道を保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ　政令第167条の５の第１項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課

イ　所在地　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 23－572

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1697号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第４条第１項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	痴漢電車快感！　桃尻タッチ	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	エアロビ性感　むっちりなお尻	同		

北海道告示第1698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年２月25日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

1　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ旭川店

旭川市永山３条４丁目１番３号

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ゼビオ株式会社　代表取締役社長　諸橋　廷蔵
福島県郡山市朝日３丁目７番３５号
(3)　変更しようとする事項
駐輪場の位置
（変更前）届出書添付図面「配置図（変更前）」に表示
（変更後）届出書添付図面「配置図（変更後）」に表示
(4)　変更する年月日
平成14年10月21日
(5)　変更する理由
店舗入口周辺の混雑を緩和し、駐輪場収容台数を増加するため
2　届出年月日
平成14年10月11日
3　届出書等の縦覧
(1)　縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課
(2)　縦覧期間
平成14年10月25日（金）から平成15年２月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）
(3)　縦覧時間
午前９時から午後５時15分まで

北海道告示第1699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第７項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出を変更する旨の届出があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　届出事項の概要
(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地
ポスフール函館
函館市西桔梗町213番４ほか
(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ポスフール　代表取締役　大川　祐一
札幌市白石区本通21丁目南１番10号
(3)　変更しようとする事項
ア　駐車場の収容台数
（変更前）収容台数　3,070台
（変更後）収容台数　2,965台
イ　駐車場の自動車の出入口の位置
（変更前）届出書添付図面「配置図図１（変更前）」に表示
（変更後）届出書添付図面「配置図図２（変更後）」に表示
(4)　変更する理由
周辺施設、住宅に対する騒音及び交通環境に配慮するため
2　届出年月日
平成14年10月９日
3　届出書等の縦覧
(1)　縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働課
(2)　縦覧期間
平成14年10月25日（金）から平成15年２月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）
(3)　縦覧時間
午前９時から午後５時15分まで

北海道告示第1700号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年２月25日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　届出事項の概要
(1)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名
株式会社ダイエー
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表取締役　高木　邦夫

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー滝川店
滝川市東町二丁目25番3

(3) 変更しようとする事項
ア　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻　午前10時（ただし、年間 70日午前9時）
閉店時刻　午後8時（ただし、年間180日午後9時）
（変更後）a　開店時刻　午前9時
閉店時刻　午後9時
b　24時間営業
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時（ただし、年間70日午前8時）から午後9時（ただし、年間180日午後10時）まで
（変更後）a　午前8時から午後10時まで
b　24時間

(4) 変更する年月日
a　平成14年9月14日
b　平成15年3月1日

(5) 次に掲げるもののうち、上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	代表取締役　高木　邦夫	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
アイ・ティー・テレコム株式会社	代表取締役　田中　長典	東京都北区赤羽二丁目51番3号MS3ビル
藤久株式会社	代表取締役　後藤　正巳	愛知県名古屋市名東区高社1番210
株式会社シオジリ	代表取締役　塩尻　一幸	滝川市栄町二丁目1番11号

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
10,020m²
ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の収容台数　952台
(イ) 駐輪場の収容台数　108台
(ウ) 荷さばき施設の面積　603m²
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量　91.8m³
エ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 駐車場の自動車の出入り口の数
出入口1箇所、入口1箇所、出口2箇所
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後10時まで

2　届出年月日
平成14年9月13日

3　届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道空知支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間
平成14年10月25日（金）から平成15年2月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

江部乙土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成14.9.5	理事	大野　幸一	滝川市江部乙町1787番地

平成十四年十月二十五日　金曜日

就任	平成14. 9. 5	理事	東藤　義信	滝川市江部乙町1461番地	
同	同	同	織田　武	同	1448番地２
同	同	同	谷　憲勇	同	3960番地１
同	同	同	岸　健司	同	2231番地
同	同	同	小出　洋一	同	2091番地
同	同	監事	道川　紀雄	同	1774番地５
同	同	同	川嶋　泰	同	1482番地２
退任	同　14. 9. 4	理事	大野　幸一	同	1787番地
同	同	同	東藤　義信	同	1461番地
同	同	同	織田　武	同	1448番地２
同	同	同	谷　憲勇	同	3960番地１
同	同	同	岸　健司	同	2231番地
同	同	同	乾　芳男	同	2082番地２
同	同	監事	道川　紀雄	同	1774番地５
同	同	同	川嶋　泰	同	1482番地２

旭沢土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所	
就任	平成14. 9. 5	理事	石川　芳幸	滝川市江部乙町929番地７	
同	同	同	工藤　茂雄	同	987番地４
同	同	同	石川　賢夫	同	700番地
同	同	同	及川　房夫	同	4073番地
同	同	同	中村　稔	同	4076番地
同	同	監事	石川　吉也	同	東10丁目11番28号
同	同	同	長谷川郁夫	同	934番地
退任	同　14. 9. 4	理事	石川　芳幸	同	929番地７
同	同	同	工藤　茂雄	同	987番地４
同	同	同	石川　賢夫	同	700番地
同	同	同	及川　房夫	同	4073番地
同	同	同	中村　稔	同	4076番地
同	同	監事	石川　吉也	同	東10丁目11番28号
同	同	同	長谷川郁夫	同	934番地

当別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所	
就任	平成14.10. 7	理事	神林　俊一	石狩郡当別町六軒町123番地１	
同	同	同	山田　智	同	春日町７番地１
同	同	同	田淵　靜一	同	若葉1326番地20
同	同	同	平澤　英幸	同	字弁華別165番地
同	同	同	上田　実	同	対雁39番地
同	同	同	竹田和雄	同	字東裏41番地
同	同	同	三浦衛市	同	字茂平沢34番地37
同	同	同	岡野喜代治	同	川下924番地
同	同	同	青山雅典	同	当別太1004番地の４
同	同	同	佐々木昭雄	同	ビトエ593番地
同	同	同	森　進	同	太美町1442番地
同	同	同	山岸敏文	同	当別太1552番地４
同	同	同	泉　君雄	同	当別太1077番地１
退任	同　14.10. 6	同	神林　俊一	同	六軒町123番地１
同	同	同	山田　智	同	春日町７番地１
同	同	同	田淵　靜一	同	若葉1326番地20
同	同	同	平澤　英幸	同	字弁華別165番地
同	同	同	竹田和雄	同	字東裏41番地
同	同	同	上田　実	同	対雁39番地
同	同	同	三浦衛市	同	字茂平沢34番地37
同	同	同	川村義雄	同	川下573番地22
同	同	同	佐々木喜代司	同	当別太596番地
同	同	同	佐々木昭雄	同	ビトエ593番地
同	同	同	泉亭俊彦	同	太美町1488番地40
同	同	同	山岸敏文	同	当別太1552番地４
同	同	同	泉　君雄	同	当別太1077番地１

北海道告示第1702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、渡島平野土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

理事・監事の別	氏名	住所 変更前	住所 変更後
理事	土井清美	函館市桔梗町308番地	函館市桔梗３丁目36番２号

北海道告示第1703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

認可年月日	土地改良区名
平成14.10.15	留萌土地改良区
同	初山別土地改良区

北海道告示第1704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成14. 7. 5	理事	小澤　仁良	旭川市西神楽１線24号470番地の15
同	同	同	平間　正衛	上川郡美瑛町旭町１丁目12番22号
同	同	同	吉本　久光	旭川市西神楽１線９号160番地の10
同	同	同	山下　弘	上川郡美瑛町字旭中央
同	同	同	澤田　健一	旭川市西神楽３線18号324番地の１
同	同	同	寺崎　實	上川郡美瑛町字下宇莫別第２
同	同	同	鹿島　郁夫	同　字横牛第１
同	同	監事	谷口　幹男	同　字新星第１
同	同	同	岡田　良男	旭川市西神楽１線12号218番地の１
退任	同　14. 7. 4	理事	小澤　仁良	同　西神楽１線24号470番地の15
同	同	同	水上　博	上川郡美瑛町寿町４丁目５番21号
同	同	同	吉本　久光	旭川市西神楽１線９号160番地の10
同	同	同	山下　弘	上川郡美瑛町字旭中央
同	同	同	澤田　健一	旭川市西神楽３線18号324番地の１
同	同	同	平間　正衛	上川郡美瑛町旭町１丁目12番22号
同	同	同	鹿島　郁夫	同　字横牛第１
同	同	監事	谷口　幹男	同　字新星第１
同	同	同	岡田　良男	旭川市西神楽１線12号218番地の１

北海道告示第1705号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成14年10月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

地区名	事業の種類	縦覧場所
羽幌二股	土地改良総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、暗きょ、区画整理）	北海道留萌支庁
北見豊郷	畑地帯総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、農道、区画整理、暗きょ、土層改良、農用地造成）	北海道網走支庁

北海道告示第1706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第３項において準用する同法第８条第１項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成14年10月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
ながぬま農業協同組合	幌内東	基盤整備促進［基盤整備］（暗きょ）	北海道空知支庁
同	大成	基盤整備促進［基盤整備］（暗きょ）	同

北海道告示第1707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
東藻琴村	広栄	基盤整備促進［基盤整備］（農道）	平成13. 8.20
小清水町	神浦	同	同 13.12.20

津別町	二又	災害復旧（農業用施設）		平成14. 3. 5
同	大昭1	同		同 14. 2.28
同	大昭2	同		同 14. 3. 5
同	最上	同		同 14. 3. 4
北見市	北陽1	同		同 14. 2.28
同	北陽2	同		同
同	北陽3	同		同
同	北陽4	同		同
同	北陽5	同		同
同	北陽6	同		同
同	北陽7	同		同
同	富里	同		同 14. 3.15
湧別町	西芭露1	同		同 14. 3.22
同	西芭露2	同		同 14. 3.20
同	西芭露3	同		同
北見土地改良区	無加川第2	同		同 14. 3.28

北海道告示第1708号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　達也

地区名	事業の種類		完了年月日
相生	畑地帯総合整備［緊急整備型］	（暗きょ）	平成 9.11.28
同	同	（農道）	同 10. 8.31
同	同	（区画整理）	同 10.11.30
末広	同	（農道）	同 10. 6.19
同	同	（農業用用排水）	同 12.11.30
同	同	（土層改良）	同 12.12.20
同	同	（区画整理）	同 12.12. 8
同	同	（暗きょ）	同
湖南	同	（農道）	同 12.12.20
同	同	（農業用用排水）	同 11.12.10
同	同	（土層改良）	同 12.12. 8
同	同	（区画整理）	同 12.11.30
同	同	（暗きょ）	同 12.12. 8
止別	同	（農道）	同 12. 1.20
同	同	（土層改良）	同 13. 5.15
同	同	（暗きょ）	同 11.12.10
南部	同	（農道）	同 12.11.20
同	同	（土層改良）	同 12.12.20
同	同	（暗きょ）	同 12.11.30
同	同	（区画整理）	同 12.12.20
境野	畑地帯総合整備［担い手育成型］	（暗きょ）	同 11.11.30
同	同	（農業用用排水）	同 9. 8.29
同	同	（農道）	同 11.10.29
同	同	（区画整理）	同 11.11.30
同	同	（土層改良）	同
豊岡南	同	（農道）	同 13.10.30
同	同	（農業用用排水）	同 10. 9.30
同	同	（暗きょ）	同 13. 6.20
同	同	（区画整理）	同 13.12.20
同	同	（農用地造成）	昭和63.12.10
同	同	（土層改良）	平成11.12.10
稲都	同	（農道）	同 13.11.20
同	同	（農業用用排水）	同 13.12.20
同	同	（暗きょ）	同 13.12.10
同	同	（土層改良）	同
同	同	（区画整理）	同 11.11.30
恩根	同	（農業用用排水）	同 14. 3.25
同	同	（農道）	同 13. 9.28
同	同	（区画整理）	同 12.11.30
同	同	（暗きょ）	同 13.12.10
同	同	（土層改良）	同
住吉	水田農業経営確立排水対策特別	（農業用用排水）	同 13. 1.10
美禽	同	（農業用用排水）	同 13.11.20
上常呂第2	ため池等整備［用排水施設整備］		同 12.12.20
住吉	土地改良総合整備（農業用用排水）		同 14. 3.26
同	同	（暗きょ）	同 13.12.10
同	同	（客土）	同

生田原川	農地再編関連整備（農道）	平成14. 3.19
津　別	中山間地域総合整備（農道）	同 14. 1.30
同	同　（ほ場整備）	同 12.12.15
同	同　（客土）	同 13.12.19
同	同　（暗きょ）	同 13.12.18
同	（農用地改良保全）	同
拓　実	農免農道整備	同 13.10.30
二区西部	一般農道整備（過疎基幹）	同 13.12.10
大　東	一般農道整備（広域関連）	同 14. 3. 1
福　山	湛水防除（小規模）	同 14. 3. 4
伊岐武士	水質保全対策（農業用用排水）	同 13.12.10

北海道告示第1709号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ　16台

(2)　調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　納入期日　平成15年1月15日

(4)　納入場所　別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部総務課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館　11階共用会議室

(2)　入札日時　平成14年11月20日　午後2時

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

5　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除及び納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部総務課

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

7　郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提出期限　平成14年11月13日

(2)　提出場所　札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部総務課

11　そ　の　他

(1)　開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名　　称　北海道水産林務部総務課

イ 所 在 地　郵便番号 060－8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 28－126

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第1710号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1(1) 保安林予定森林の所在場所　茅部郡森町字濁川385の１（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ｱ) 次の森林について、主伐は、択伐による。

字濁川385の１（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所　白糠郡白糠町タンタカ１の１（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的　土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ｱ) 主伐は、択伐による。

(ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1 保安林予定森林の所在場所　檜山郡厚沢部町緑町21地先・25の３地先（以上２筆地先について次の図に示す部分に限る。）、21、23、25の３、137の１、137の２

2 指定の目的　公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1712号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　　公共測量（２級基準点測量）
2　作業期間　　平成14年10月21日から12月２日まで
3　作業地域　　滝川市

北海道告示第1713号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　　公共測量（３級基準点測量）
2　作業期間　　平成14年９月13日から平成15年２月14日まで
3　作業地域　　豊富町

北海道告示第1714号

札幌市長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　作業種類　　公共測量（公共基準点測量）
2　作業期間　　平成14年10月11日から平成15年２月11日まで
3　作業地域　　札幌市

北海道告示第1715号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第１項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　路　線　名　　長沼町道長沼新道線
2　工事区間　　夕張郡長沼町2980番１地先から
　　夕張郡長沼町548番３地先まで
3　工事の種類　　改築
4　工事開始の日　　平成14年11月６日

北海道告示第1716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項及び第88条第２項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局函館開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路線名　　館町福島線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
檜山郡上ノ国町字湯ノ岱国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署2183林班は小班から檜山郡上ノ国町字湯ノ岱国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署2183林班イ小班まで	前	21.00ｍから33.00ｍまで	0.101km	——
	後	20.00ｍから25.00ｍまで	0.101km	——

北海道告示第1717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路線名　　札幌夕張線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
夕張市千代田３番26地先から夕張市若菜２番３地先まで	前	18.00ｍから34.00ｍまで	249.00m	——
	前	18.00ｍから69.00ｍまで	256.60m	——
	後	18.00ｍから32.00ｍまで	249.00m	——

夕張市千代田４番17地先から夕張市若菜２番３地先まで	後	18.00ｍから69.00ｍまで	309.60ｍ	——

北海道告示第1718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　別海厚岸線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
厚岸郡浜中町大字後静村字熊牛原野159番１地先から厚岸郡浜中町大字後静村字熊牛原野基線北20番１地先まで	前	16.10ｍから27.29ｍまで	1,059.25ｍ	——
	後	24.05ｍから30.10ｍまで	1,059.25ｍ	——

北海道告示第1719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　夕張厚真線	勇払郡厚真町字高丘281番２地先から勇払郡厚真町字高丘284番地先まで	平成14.10.31

北海道告示第1720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　尾田豊頃停車場線	河西郡更別村上更別南15線74番１地先から河西郡更別村上更別南14線103番14地先（一般国道236号交点）まで	平成14.10.25

北海道告示第1721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　別海厚岸線	厚岸郡浜中町大字後静村字円朱別原野127番１地先から厚岸郡浜中町大字後静村字熊牛原野159番１地先まで	平成14.10.25

北海道告示第1722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　夕張厚真線
3　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
勇払郡厚真町字高丘284番地先から勇払郡厚真町字高丘307番３地先まで	23.50ｍから27.00ｍまで	120.06ｍ	——

北海道告示第1723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示

の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　枝幸音威子府線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
枝幸郡枝幸町字下幌別5156番３地先（一般国道238号交点）から枝幸郡枝幸町字下幌別3554番１地先まで	前	13.50ｍから48.70ｍまで	2,017.90ｍ	一般国道238号重複Ｌ＝25.00ｍ
	前	18.50ｍから58.80ｍまで	2,000.00ｍ	一般国道238号重複Ｌ＝25.00ｍ
	後	18.50ｍから58.80ｍまで	2,000.00ｍ	一般国道238号重複Ｌ＝25.00ｍ

北海道告示第1724号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　河　川　の　名　称　　一級河川釧路川水系仁々志別川
2　廃川敷地等が生じた年月日　　平成14年10月25日
3　廃川敷地等の位置　　釧路市鶴野359番地先から同63番115地先まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　　土地　2,832.45㎡

北海道告示第1725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第２項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

都市計画の種類	市町村名
旭川圏都市計画地区計画（ファームヒルズ嵐山）	旭川市
函館圏都市計画土地区画整理事業	函館市

北海道告示第1726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

都市計画の種類	市町村名
札幌圏都市計画地区計画（パークシティ平岡地区）	札幌市
函館圏都市計画地区計画（石川北地区）	函館市
函館圏都市計画地区計画（桔梗南地区）	同
千歳恵庭圏都市計画公園	恵庭市

北海道告示第1727号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第２項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第１項の規定により公告する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　住　　所　　札幌市東区東苗穂９条２丁目１番58号
2　商号又は名称　　アイリス興産株式会社
3　代表者氏名　　代表取締役　原田　義弘
4　免許証番号　　北海道知事石狩(1)第6444号
5　業務停止の期間　　平成14年10月28日から11月６日までの10日間
6　業務停止の範囲　　宅地建物取引業の全業務

公　　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
帯広市	中田和子	男女平等参画社会づくり功労
羽幌町	橋本ミドリ	同
旭川市	渡部タミ	同

公　告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年10月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　業務概要

(1)　業 務 名　　モバイル端末画像情報提供システム構築業務

(2)　業務内容　　北海道に関わる画像情報と関連する説明文等のデータを、道が別に用意するサーバーにデータベース化し、インターネットを通じて携帯電話、ＰＤＡ（携帯情報端末）及びパーソナルコンピュータにこれらの画像情報と説明文等を組み合わせ提供するシステムを開発する業務

(3)　履行期限　　平成15年３月14日（金）

2　参加資格及び審査の考え方

(1)　プロポーザルの提出者に要求される資格

ア　複数者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

イ　コンソーシアムの構成員には、平成12年度以降に国又は地方公共団体と情報システムの開発（コンテンツ制作を含む。）に係る契約を締結し履行した実績のない中小企業者等を１社以上含めること。

ウ　コンソーシアムの構成員は、すべて、次のいずれかに該当する中小企業者等であること。

(ｱ)　道内に本店を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者（会社及び個人）

(ｲ)　道内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条に規定する特定非営利活動法人

エ　コンソーシアムの構成員は、すべて、次の要件を満たすものであること。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

(ｲ)　北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者

(ｳ)　道税を滞納していない者

(2)　プロポーザルの審査の考え方

ア　高品位性

北海道の個性や地域ブランドイメージを高め、北海道内外に発信するにふさわしい高品位なデザイン・インターフェース等で総合的に完成度の高いものであること。

イ　独創性

企画、コンセプト等が充分に練られ、斬新かつ独創的・魅力的で多くのユーザの興味を引くような工夫がされるものであること。

ウ　先進性

先端的・高度な技術や手法を駆使して制作されるものであること。

エ　コンソーシアムの実施体制

業務を実施するのに必要かつ十分な体制となっており、予算見積り及び業務処理計画（日程）から判断して、業務を効率的かつ確実に遂行して優れた制作能力を有すること。

オ　データベースの構築

データベースの設計・構築の考え方

カ　画像情報をインターネットを通じて提供するシステムの開発

各ツールのファイル形式の自動生成、画面検索、追加・更新作業の操作、画面遷移、モバイルツールの新機種への対応

3　手続等

(1)　担当部課

郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道総合企画部ＩＴ推進室情報政策課

電話番号 011－231－4111　内線 23－222

ファクシミリ 011－232－3962

E-mail wakaki.yukio@pref.hokkaido.jp

(2)　プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法

平成14年10月25日（金）から11月８日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。交付時間は午前９時から午後５時まで）

交付場所は、(1)に同じ。

直接交付する（郵送はしない。）。

(3)　参加表明書、コンソーシアム協定書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年11月８日（金）午後５時

提出場所は、(1)に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(4)　企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年11月25日（金）午後５時

提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

4　その他

(1) 別途プロポーザルに関する説明会を実施する。
(2) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成14年10月25日
北海道知事　堀　　達　也

1 業務概要
(1) 業務名　平成14年度北海道歯科保健医療動向調査事業
(2) 業務内容　平成14年度北海道歯科保健医療動向調査事業業務指示書のとおり
(3) 履行期限　平成15年3月31日
2 参加資格及び特定基準
(1) 企画提案の提出者に要求される資格
ア 保健医療福祉に関する調査研究及び報告書作成の実績を有している者であること。
イ 道内に本社、支社、支店又は営業所を有している者であること。
(2) 企画提案の特定基準
ア 調査研究業務の処理実績
調査集計分析に係るノウハウ等
イ 調査報告書レイアウト
電子媒体による報告書作成のノウハウ等
ウ 新規雇用に対する考え方
新規雇用者数、実労働日数等
エ 企業概要
実施体制等
3 手続等
(1) 担当部局
北海道保健福祉部地域保健課歯科保健係
郵便番号 060—8588　札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011—231—4111（内線 25—468）
ファクシミリ 011—232—8314
E-mail akino.kenichi@pref.hokkaido.jp
(2) 説明書の交付期間及び交付場所
平成14年10月25日から31日まで（土曜日及び日曜日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
交付場所は(1)に同じ。
(3) 参加表明書の受領期限及び提出場所及び方法
受領期限　平成14年11月1日　午後3時
提出場所は(1)に同じ。
持参、郵送（書留郵便で配達証明付きのものに限る。）又は電送すること。
(4) プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法
平成14年11月11日　午後3時
提出場所は(1)に同じ。
持参すること。
4 その他
詳細は、平成14年度北海道歯科保健医療動向調査事業業務指示書によること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、平成14年10月15日、瀬棚町長、北檜山町長、大成町長及び今金町長から申請のあった檜山北部広域連合の設置を許可した。
平成14年10月25日
北海道知事　堀　　達　也

支庁告示

北海道網走支庁告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年10月25日
北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称　紋別郡遠軽町1条通北4丁目2番13　ほか38筆
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名　紋別郡遠軽町南町3丁目2番地3　東海林不動産　東海林　園夫
3 開発許可年月日及び番号　平成14年7月2日　網建指第14—6号

北海道網走支庁告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成14年10月25日
北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称	常呂郡留辺蘂町字仲町49番地　ほか18筆
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名	常呂郡留辺蘂町字仲町50番地 留辺蘂農業協同組合　代表理事組合長　加藤　勝美
3　開発許可年月日及び番号	平成14年５月22日　網建指第14－４号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年10月25日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

ア　名　　称　　スリークランクギャジベッド（パラマウントベッド　ＫＡ－5041・ＫＡ－17付き）

イ　数　　量　　17台

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3)　納　入　期　限　　平成14年11月29日（金）

(4)　納　入　場　所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。

(2)　道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南１条西16丁目

札幌医科大学事務局病院課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道札幌市中央区南１条西16丁目
札幌医科大学附属病院臨床第１Ａ会議室

(2)　入　札　日　時　　平成14年11月６日（水）午前10時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　北海道札幌市中央区南１条西16丁目
札幌医科大学事務局病院課会計係

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提　出　期　限　　平成14年11月５日（火）

(2)　提　出　場　所　　北海道札幌市中央区南１条西16丁目
札幌医科大学事務局病院課会計係

11　そ　　の　　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名　　称　札幌医科大学事務局病院課
イ 所 在 地　郵便番号 060−8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011−611−2111 内線 3128
(4) この入札の執行は、公開する。
(5) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月25日

北海道教育庁後志教育局長　下　田　清　治

1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道倶知安農業高等学校学科転換に係る物品購入
回転式蒸気釜ほか24品目　36点
(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納入期日　平成15年3月24日（月）
(4) 納入場所　北海道倶知安農業高等学校
2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期　平成14年10月25日から11月15日まで
イ 申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先　郵便番号 044−8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4 契約条項を示す場所
郵便番号 044−8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
5 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所　北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階「講堂」（郵送による場合は、郵便番号 044−8544 北海道教育庁後志教育局企画総務課）
(2) 入札日時　平成14年12月5日（木）午前11時
（郵送による場合は、平成14年12月4日までに必着のこと。）
(3) 開札場所　(1)に同じ。
(4) 開札日時　(2)に同じ。
6 入札保証金
(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。
7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所　北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。
8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。
9 契約書作成の要否
要

10　その他

⑴　開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ　所在地　郵便番号 044－8544　北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136－22－1111　内線 3117

⑷　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑸　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑹　この入札の執行は、公開する。

⑺　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :
Article purchase which affects subject conversion at Hokkaido kutchan agriculture high school Revolving steam oven and others 24 items (36 units)

B. Bid tendering date and time :
11 : 00 A. M., December 5, 2002
(If mailed, bids must arrive no later than December 4)

C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education
Higashi 2, Kita 1, kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan
Phone : 0136-22-1111 Ext. 3117

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月25日

北海道教育庁上川教育局長　河　村　猛　将

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピュータ（普通科用）　84台（42台×2校）

イ　パーソナルコンピュータ（盲学校用）　7台（7台×1校）

ウ　パーソナルコンピュータ（養護学校用）　7台（7台×1校）

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契約期間　平成15年1月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年12月26日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷　納入期日　平成15年1月6日（月）

⑸　納入場所

ア　北海道美瑛高等学校、北海道愛別高等学校

イ　北海道旭川盲学校

ウ　北海道旭川養護学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定める

ところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成14年10月25日（金）から11月13日（水）まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 079－8612　北海道旭川市永山６条19丁目303番地　北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道旭川市永山６条19丁目303番地

北海道上川教育局企画総務課学校管理係

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　北海道旭川市永山６条19丁目303番地　北海道上川合同庁舎３階　302会議室（郵送による場合は、郵便番号 079－8612　北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係）

(2)　入札日時　平成14年11月29日（金）午前10時（郵送による場合は、平成14年11月28日までに必着のこと。）

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　北海道旭川市永山６条19丁目303番地　北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

イ　所在地　郵便番号 079－8612　北海道旭川市永山６条19丁目303番地　電話番号 0166－46－5111　内線 3118

(4)　契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :

a．Personal Computer (a general course)　42　2 sets

b．Personal Computer (a blind school)　7　1 set

c．Personal Computer (a school for physically handicapped or mentally retarded children)　7　1 set

B．Bidding date and time :

10 : 00 A. M., November 29, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than November 28)

C．Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 303, 19-Chome, 6-Jo, Nagayama Asahikawa, Hokkaido, 079-8612,Japan

Phone : 0166-46-5111 Ext. 3118

北海道公報　第1411号

道教育庁根室教育局告示

北海道教育庁根室教育局告示第３号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年10月25日

北海道教育庁根室教育局長　青　木　良　夫

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）
　パーソナルコンピュータ　一式　　42台（普通科）

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　納入期日　　平成15年１月６日（月）

(4)　契約期間　　平成15年１月６日から３月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年12月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5)　納入場所　　北海道根室西高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成14年10月28日から11月11日まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 087－8588　北海道根室市常盤町３丁目28番地
　北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

郵便番号 087－8588　北海道根室市常盤町３丁目28番地
北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係
電話番号 01532－３－6131　内線 3115

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　　北海道根室市常盤町３丁目28番地　北海道根室支庁３階　北海道根室支庁大会議室（郵送による場合は、郵便番号 087－8588　北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係）

(2)　入札日時　　平成14年11月19日（火）午後２時
　（郵送による場合は、平成14年11月18日（月）までに必着のこと。）

(3)　開札場所　　(1)に同じ。

(4)　開札日時　　(2)に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成14年北海道教育庁根室教育局告示第１号

8　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　　北海道根室市常盤町３丁目28番地
　北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係

(2)　交付方法　　(1)の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当す

る額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係

イ　所　在　地　　郵便番号 087－8588　北海道根室市常盤町３丁目28番地
電話番号 01532－３－6131　内線 3115

(4)　契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

12　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer 42 1set

B．Bid tendering date and time :
2 : 00 P. M., November 19, 2002
(If mailed, bids must arrive no later than November 18)

C．Contact
Accounting Division, General Affairs Department, Nemuro District Bureau of Education, Hokkaido office of Education, 3-28, Tokiwa-cho, Nemuro-shi, Hokkaido, 087-8588, Japan
Phone : 01532-3-6131 Ext. 3115

選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第120号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年10月25日

北海道選挙管理委員会委員長　髙　橋　康　之

「森の里病院	同	字上台町330番地の84	平10．6．9
			を
国立療養所八雲病院	山越郡八雲町字宮園町128		57.12．8」
「森の里病院	同	字上台町330番地の84	平10．6．9
医療法人社団明山会道南森ロイヤルケアセンター	同	字上台町326番地の117	平14.10.18
国立療養所八雲病院	山越郡八雲町字宮園町128		57.12．8」

に改める。

警察本部告示

北海道警察本部告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年10月25日

北海道警察本部長　上　原　美都男

１　資格及び調達をする賃借物品の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

(1)　契　　約　　平成14年10月25日に一般競争入札の公告を行う行政情報化ネットワークシステム用装置の賃貸借に係る契約

(2)　資　　格　　行政情報化ネットワークシステム用装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3)　賃借物品の種類　　行政情報化ネットワークシステム用装置

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

(1)　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2)　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4)　道税を滞納している者でないこと。

(5)　平成14年10月１日現在において、ネットワーク機器・サーバ装置を含む電子計算機の

賃貸事業を営んでいること。

⑹　過去２年間において、１の⑴に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

⑺　調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸及び⑹に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期

資格審査の申請は、平成14年10月25日から平成14年11月５日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道警察本部総務部会計課

イ　提出先の所在地　　北海道札幌市中央区北２条西７丁目

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年10月25日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　資格及び調達をする賃借物品の種類

平成14年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契約　　平成14年10月25日に一般競争入札の公告を行う文書管理システム用サーバ装置の賃貸借に係る契約

⑵　資格　　文書管理システム用サーバ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

⑶　賃借物品の種類　　文書管理システム用サーバ装置

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　道税を滞納している者でないこと。

⑸　平成14年10月１日現在において、サーバ装置を含む電子計算機の賃貸事業を営んでいること。

⑹　過去２年間において、１の⑴に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

⑺　調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸及び⑹に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期

資格審査の申請は、平成14年10月25日から平成14年11月５日までの間にしなければならない。

⑵　申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　北海道警察本部総務部会計課

イ　提出先の所在地　　北海道札幌市中央区北２条西７丁目

5　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は、１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第188号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年10月25日

北海道警察本部長　上　原　美都男

1　入札に付する事項

⑴　調達をする賃借物品の名称及び数量

行政情報化ネットワークシステム用装置　一式（１月当たりの単価）

⑵　調達をする賃借物品の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契約期間　　平成15年１月６日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年１月５日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷　納入場所　　契約担当者等が指定する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道警察本部告示第186号に規定する資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北２条西７丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011－251－0110　内線 2236

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　　北海道札幌市中央区北２条西７丁目

北海道警察本部１階入札会場

⑵　入札日時　　平成14年11月11日　午前10時

⑶　開札場所　　⑴に同じ。

⑷　開札日時　　⑵に同じ。

5　入札保証金

入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　　北海道札幌市中央区北２条西７丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011－251－0110　内線 2236

⑵　交付方法　　⑴の場所で交付する。

7　郵便等による入札
(1)　郵便による入札は、認めない。
(2)　電報による入札は、認めない。
8　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
要
10　そ　の　他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　北海道警察本部総務部会計課
イ　所　在　地　　郵便番号 060－8520　北海道札幌市中央区北２条西７丁目
電話番号 011－251－0110　内線 2236
(4)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5)　この入札の執行は、公開する。
(6)　詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第189号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年10月25日
北海道警察本部長　上　原　美都男

1　入札に付する事項
(1)　調達をする賃借物品の名称及び数量
文書管理システム用サーバ装置　一式（１月当たりの単価）
(2)　調達をする賃借物品の仕様等　　入札説明書による。
(3)　契　約　期　間　　平成15年１月６日から平成15年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年１月５日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4)　納　入　場　所　　契約担当者等が指定する場所
2　入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道警察本部告示第187号に規定する資格を有すること。
3　契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236
4　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　　北海道札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部１階入札会場
(2)　入　札　日　時　　平成14年11月11日　午前10時30分
(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。
5　入　札　保　証　金
入札保証金は、免除する。
6　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　　北海道札幌市中央区北２条西７丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011－251－0110　内線 2236
(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。
7　郵便等による入札
(1)　郵便による入札は、認めない。
(2)　電報による入札は、認めない。
8　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
要
10　そ　の　他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道警察本部総務部会計課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8520　北海道札幌市中央区北２条西７丁目
　　電話番号 011－251－0110　内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

胆振海区漁業調整委員会指示

胆振海区漁業調整委員会指示第２号

胆振支庁管内室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、厚真町及び鵡川町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法によるさくらますの採捕（以下「さくらます船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、次のとおり指示する。

平成14年10月25日

胆振海区漁業調整委員会会長　北　山　秋　男

1　さくらます船釣りのライセンス

平成14年12月15日から平成15年３月15日までの制限期間に、別に示す制限海域においては、さくらます船釣りを行ってはならない。ただし、さくらます船釣りの実施期間で別に示すその実施海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）が使用する船舶（以下「ライセンス取得船」という。）に乗船し遊漁を行う者（以下「遊漁者」という。）が行う場合はこの限りでない。

2　ライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

さくらます船釣りのライセンスを取得しようとする者は、次の船舶の区分に応じて本委員会あてに申請しなければならない。

ア　さくらます船釣りを行わせるために、業として遊漁者を乗船させて漁場に案内する行為を営む者（以下「遊漁船業者」という。）

イ　自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、さくらます船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）

(2) 船舶ごとの取得義務

遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、さくらます船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁船業者又はプレジャーボート使用者が異なる場合には、使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3) 申請手続及び取得基準等

ライセンスの申請手続及び取得基準その他必要な事項は別に定める。

3　ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス証の常備

ライセンス取得者がライセンス取得船により、さくらます船釣りを行う場合は、ライセンス取得船であることを示した証書（以下「ライセンス証」という。）を船内に備えて置かなければならない。

(2) 章旗の掲揚

ライセンス取得船をさくらます船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3) 遊漁者への情報提供

ライセンス取得者は遊漁者に対し、４に定める乗船証を配布し、携帯させるものとする。

なお、その際船内での遵守事項を十分周知させなければならない。

(4) 釣獲時間

ライセンス取得船が、別に示す実施海域において、さくらます船釣りを行うことができる時間は、日の出から正午までとする。

(5) 漁具被害等の未然防止

航行時及び遊漁時には、漁労への支障や敷設中の漁具等に被害を与えないように十分注意しなければならない。

(6) 釣果報告の提出

ライセンス取得者は、遊漁者から釣獲終了ごとに釣果報告を受けることとし、ライセンス期間終了後、速やかに釣果報告を本委員会に提出しなければならない。

なお、釣果がない場合も、その旨報告しなければならない。

(7)　本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(8)　その他

漁港及び港湾の利用に当たっては、それぞれの管理者の指示に従わなければならない。

4　遊漁者の遵守事項

遊漁者は次の事項を遵守しなければならない。

(1)　ライセンス取得船への乗船

制限海域では、ライセンス取得船に乗船した場合でなければ、さくらます船釣りをしてはならない。

(2)　乗船証の携帯

ライセンス取得船へ乗船する際には、別に定める乗船証を必ず携帯しなければならない。

(3)　漁具及び漁法の制限

竿釣りに限定する。

なお、同時に使用する竿数は、１人１本とする。

(4)　釣果の制限

釣獲し、保持することができるさくらますは、１日１人10尾以内とする。

(5)　釣果の報告

遊漁者は、釣獲終了後ライセンス取得者へ釣果報告を行わなければならない。

(6)　漁具被害の未然防止

遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(7)　放流の制限

釣獲したさくらますの放流は禁止する。

(8)　廃棄の禁止

釣獲したさくらますは持ち帰ることとし、廃棄してはならない。

(9)　販売等の制限

販売又は他の物との交換を目的として、さくらます船釣りを行ってはならない。

(10)　本委員会の調査

遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

5　指示に従わない者に対する措置

本指示に従わない場合は、ライセンス証の取消し又は次回のライセンス証を取得させない等の措置をとることがある。

6　その他

その他、事務取扱に必要な事項は別に定める。

(別紙)　制限海域

次の点１、点２、点３、点４、点５、点８、点９、点10及び点１の各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

基点１　　門別町と鵡川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点２　　苫小牧市と白老町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点３　　登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点４　　北海道水産林務部三角点　水Ｄ６から190度00分230メートルの点

点１	基点１から206度55分	9,260メートルの点
点２	基点１から206度55分	27,000メートルの点
点３	基点２から147度20分	27,000メートルの点
点４	点７から142度20分	25,000メートルの点
点５	点６から点４の方向	10,500メートルの点
点６	基点４から212度30分	9,000メートルの点
点７	基点３から162度30分	2,000メートルの点
点８	点７から 76度30分	13,500メートルの点
点９	基点２から147度20分	9,260メートルの点
点10	基点１から 99度00分	19,600メートルの点

さくらます船釣りライセンス制限海域図

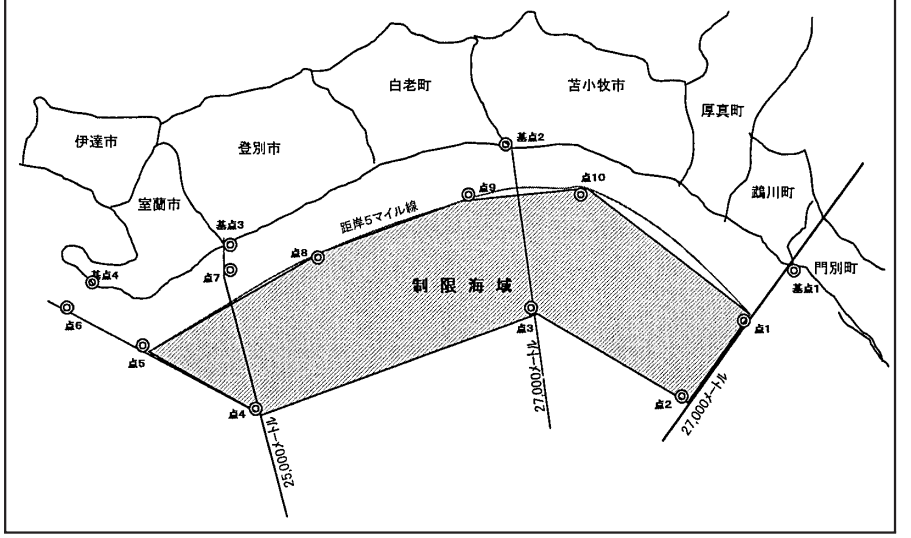

毎週火・金曜日発行
(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)
印刷発行　富士プリント株式会社
編集　北海道総務部法制文書課